

消費生活 センターだより

富里市消費生活センター

〒286-0292

富里市七栄652-1富里市役所分庁舎2階

電話 0476-93-5348

【第17号】 令和2年3月編集・発行

消費生活センターでは、衣・食・住など消費生活全般に関する商品・サービスへの苦情や相談について、専門の相談員が公正な立場で問題解決へのお手伝いをしています。相談は無料で、秘密は厳守します。



マスコットキャラクター
とみりん

消費者行政に関する市長表明



近年、超高齢・高度情報化・経済のグローバル化を背景に、消費者を取り巻く環境は大きく変化しており、私たちの生活は便利で豊かになる一方、消費生活に関する問題は複雑かつ多様化しています。

特に、架空請求や様々な悪質商法、高齢者を対象とする詐欺などのトラブルが全国規模で増加しており、消費者にとって身近で質の高い相談体制を備えた消費生活センターが必要であり、当センターの役割はますます重要なものとなっています。

このような中、富里市では、平成21年度から国の消費者行政活性化基金等を活用し、消費生活センターにおける相談体制の整備など、消費者行政の充実を図ってまいりました。

その他、富里市消費者行政推進連絡協議会を県内でも先進的に設置し、情報交換をもとに見守り体制の連携強化、当協議会との共催による消費者イベントの開催、市の行事での啓発活動、各地域、

各小中学校での出前講座の開催など様々な連携、啓発活動を実施しております。

市民の皆様が安心して安全な暮らしができる地域社会づくりを目指し、消費者被害を防ぐ見守り体制を強化し、今後も持続的な消費者行政の充実に取り組んでまいります。

富里市長 五十嵐 博文

～富里市消費者フェスタ開催～

～つながりを広げ深めよう 安心・安全な地域づくりをめざして～

2月8日、地域の見守り目線の大切さを認識していただくイベントとして、富里市消費者行政推進連絡協議会との共催による「富里市消費者フェスタ」が市民活動フェスタと同時開催されました。当日は天候にも恵まれ、世代を問わずたくさんの方にご来場いただき、明るい笑顔がいっぱいのイベントとなりました。また、消費生活センターを身近に感じていただき、消費者被害未然防止強化に繋がるイベントとなりました。



白バイに乗ってハイポーズ！



とみリンの応援に大集合！



【参加者の皆さんに聞きました！】

●質問：消費生活センターがあることを知っていたか？

知っている 81% 知らない 19%

●質問：消費生活に関するセミナーで参加してみたいテーマはあるか？

第1位 食の安全 第2位 インターネットトラブルの対策

第3位 悪徳商法にだまされないために

【消費者クイズにもチャレンジ！】

●クーリング・オフできるのは、次のうちどれでしょう？

- ① ネットショッピングで買ったスポーツシューズ
- ② 訪問販売で契約した屋根の修理
- ③ お店で買った洋服

正解 ②

※クーリング・オフ制度は、消費者から一方的に契約解除する制度です。

②の訪問販売や電話勧誘販売など一定の取引で可能です。①の通信販売や③の店舗販売ではクーリング・オフ制度はなく、返品する場合は店の方針によって異なります。



新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意を！

【相談事例1】

市役所職員を名乗った不審な電話がかかってきた。

【相談事例2】

「行政からの委託で消毒に行く」という電話がかかってきた。

【相談事例3】

不審なマスク販売広告メールがスマートフォンに届いた。

【相談事例4】

マスクを無料送付するというメッセージがスマートフォンに届いた

【相談事例5】

新型コロナウイルス流行拡大の影響で金の相場が上がるとして、金を買う権利を申し込むように言われた。



消費者へのアドバイス！

- 根拠のないうわさなどにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応しましょう。
- 行政から委託されたという業者などからの怪しい電話や訪問、心当たりのない送信元からの怪しいメール・SMSなど、怪しい、おかしいと思うものには反応しないようにしましょう。
- 少しでもおかしいと感じた場合や、トラブルに遭った場合は、早めに消費生活センターへご相談ください。

自然災害等による住宅修理工事に関する悪質商法にご注意を！

※令和元年秋台風等の自然災害以後、多くの住宅関連の相談が寄せられています。

【相談事例1】

自宅を突然訪問してきた修理工事業者による強引な勧誘に困っている。

【相談事例2】

自宅を点検すると言って不要な工事を契約させられた。

【相談事例3】

「保険金が使える」というセールストークにより勧誘されたが、嘘の理由により保険金を請求することを強要させられた。

【相談事例4】

「保険金が使える」というセールストークにより勧誘され契約したが、工事が終了していないのに請求書が届いた。不審なため解約を申し出たところ、多額の解約料を請求された。



消費者へのアドバイス！

- 可能な限り複数の業者から見積りを取って比較検討し、工事内容や価格に関して不明な点があれば、業者に確認したり、周囲に相談した上で、契約するようにしましょう。
- 「保険金が使える」と勧誘する業者がきてもすぐに契約せず、まずは加入先の損害保険会社に相談しましょう。
- 少しでもおかしいと感じた場合や、トラブルに遭った場合は、早めに消費生活センターへご相談ください。

富里市消費生活センター ☎0476-93-5348(相談専用)

※消費者として、不安や疑問を感じたら、まずはセンターへご相談ください。

- 場 所: 富里市役所 分庁舎2階(商工観光課隣り)
- 相談日: 月曜～金曜日(祝日・年末年始除く)
- 時 間: 9時30分～12時、13時～16時まで

《FAXによる相談受付について》

専用の相談受付用紙にてFAX後、センターから折り返しご連絡させていただきます。

FAX: 0476-93-2101

※FAXでは相談の受付のみとなっております。詳しくは相談窓口にお問合せください。

